

商品量目公差表

	内容量を表記した時に、表記量と実際の量の誤差を一定範囲にすることが義務づけられる商品	左記商品のうち密封したとき、表記義務のかかるもの※	公差	上限
1	精米及び精麦	精米及び精麦	表(1)	25kg
2	豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品	豆類(未成熟のものを除く。)及びあん、煮豆その他の豆類の加工品	表(1)	10kg
	(1) 加工していないもの	(1) 加工していないもの		
	(2) 加工品	(2) 加工品のうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	表(1)	5kg
3	米粉、小麦粉その他の粉類	米粉、小麦粉その他の粉類	表(1)	10kg
4	でん粉	でん粉	表(1)	5kg
5	野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。)	野菜(未成熟の豆類を含む。)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く。)	表(2)	10kg
	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1) (生鮮のもの及び冷蔵したものでは該当するものなし)		
	(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	(2) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	表(1) 又は 表(3)	5kg 又は 5L
	(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)でらつきょう漬け以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。	表(2)	5kg
	(4) (2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	(4) 缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュースまたは、漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)のうち、きのこの加工品及び乾燥野菜	表(1)	5kg
6	果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)	果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)	表(2)	10kg
	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1) (生鮮のもの及び冷蔵したもののうち該当するものなし)		
	(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	(2) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	表(2)	5kg
	(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) 漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)のうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	表(1)	5kg

	内容量を表記した時に、表記量と実際の量の誤差を一定範囲にすることが義務づけられる商品	左記商品のうち密封したとき、表記義務のかかるもの※	公差	上限
7	砂糖	砂糖のうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの	表(1)	5kg
8	茶、コーヒー及びココアの調製品	茶、コーヒー及びココアの調製品	表(1)	5kg
9	香辛料	香辛料のうち、破碎し、又は粉碎したもの	表(1)	1kg
10	めん類	めん類のうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	表(2)	5kg
11	もち、オートミールその他の穀類加工品	もち、オートミールその他の穀類加工品	表(1)	5kg
12	菓子類	菓子類のうち、 (1)ビスケット類、米菓及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等はさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) (3)水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。) (4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る。) (5)チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6)スナック菓子(ポップコーンを除く。)	表(1)	5kg
13	食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	表(1)	5kg
14	はちみつ	はちみつ	表(1)	5kg
15	牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。)	牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。)	表(1)	5kg
	(1)粉乳、バター及びチーズ	(1)粉乳、バター及びチーズ		
	(2)(1)に掲げるもの以外のもの	(2)粉乳、バター及びチーズ以外のもののうち、アイスクリーム類以外のもの	表(1) 又は 表(3)	5kg 又は 5L

	内容量を表記した時に、表記量と実際の量の誤差を一定範囲にすることが義務づけられる商品	左記商品のうち密封したとき、表記義務のかかるもの※	公差	上限
16	魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	表(2)	5kg
	(1) 生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品	(1) 左に掲げるもののうち、冷凍貝柱及び冷凍えび	表(2)	5kg
	(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品	(2) 乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそばろ、みりんぼしその他の調味加工品のうち、 ① 干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ② 煮干し、又はくん製したもの、削節類 ③ 冷凍食品(貝、いか及びえびに限る。) ④ 調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)		
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	(3) 左に掲げるもののうち ① 塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら及びキャビア ② 缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	表(1)	5kg	
17	海藻及びその加工品	海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのみ又はのりの加工品以外のもの	表(2)	5kg
18	食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	表(1)	5kg
19	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	表(1) 又は 表(3)	5kg 又は 5L
20	しょうゆ及び食酢	しょうゆ及び食酢	表(3)	5L

	内容量を表記した時に、表記量と実際の量の誤差を一定範囲にすることが義務づけられる商品	左記商品のうち密封したとき、表記義務のかかるもの※	公差	上限
21	調理食品	調理食品	表(1)	1kg
	(1) 即席しるこ及び即席せんざい	(1) 即席しるこ及び即席せんざい		
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	(2) 即席しるこ及び即席せんざい以外のものうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	表(2)	5kg
22	清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	表(1)	1kg
23	飲料(医薬用のものを除く。)	飲料(医薬用のものを除く。)	表(1)又は表(3)	5kg又は5L
	(1) アルコールを含まないもの	(1) アルコールを含まないもの		
	(2) アルコールを含むもの	(2) アルコールを含むもの	表(3)	5L
24	液化石油ガス	液化石油ガス	表(1)又は表(3)	10kg又は10L
25	灯油(容器に入れて販売するとき、体積表記義務)	灯油	表(3)	25L
26	潤滑油	潤滑油	表(3)	5L
27	油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	表(1)又は表(3)	5kg又は5L
28	家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	家庭用合成洗剤、家庭用洗剤及びクレンザー	表(1)又は表(3)	5kg又は5L
29	皮革(原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)		25dm ² 以上[面積]2% (伸び率が大きい皮革として、経済産業省令で定めるものにあつては3%)	

表1		表2		表3	
5g以上50g以下	4%	5g以上50g以下	6%	5ml以上50ml以下	4%
50gを超え100g以下	2g	50gを超え100g以下	3g	50mlを超え100ml以下	2ml
100gを超え500g以下	2%	100gを超え500g以下	3%	100mlを超え500ml以下	2%
500gを超え1kg以下	10g	500gを超え1.5kg以下	15g	500mlを超え1L以下	10ml
1kgを超え25kg以下	1%	1.5kgを超え10kg以下	1%	1Lを超え25L以下	1%